

県外産業廃棄物指導要綱の手続

県外の排出事業者

千葉県

県内の最終処分業者

事前協議

事前協議書の提出

委託する15日前まで

書類の審査

必要に応じて指導

通知書の受領

通知書の交付

通知書(写)の交付

通知書(写)の保管

搬入開始へ

実績報告

実績報告

毎年6月30日まで

書類の収受

実績報告書の提出

毎年5月15日まで

変更協議

変更協議書の提出

変更する15日前まで

書類の審査

必要に応じて指導

通知書の受領

通知書の交付

通知書(写)の交付

通知書(写)の保管

変更届出

変更届出の提出

変更後10日以内

書類の収受

処分計画

書類の審査

処分計画書の提出

毎年1月31日まで